

第25回 参議院議員通常選挙 7月21日(日)が投票日です!

(投票時間 午前7時～午後8時)

未来を担う大切な一票です。必ず投票に行きましょう。

「第25回参議院議員通常選挙」は7月4日(木)公示され、7月21日(日)に投票が行われます。

「徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙」の投票は候補者の氏名を、「比例代表選出議員選挙」では参議院名簿登載者の氏名または政党等の名称もしくは略称を記載して投票します。

なお、今回より導入される比例代表の特定枠制度では、特定枠名簿登載者の氏名を記載した有効投票は政党等への投票とみなされます。

特定枠制度(参議院比例代表選挙)

- 政党等は、候補者とする者のうち一部の者について、優先的に当選人となるべき候補者としてその他の候補者とする者と区別して名簿に記載することができる(特定枠)
- 特定枠に記載されている候補者の有効投票は、政党等の有効投票とみなす。

期日前投票は、市役所1階ロビーで受付

【期間】7月5日(金)から7月20日(土)まで

投票日の当日に次のような事由のいずれかに該当すると見込まれるときは、期日前投票ができます。

- 職務や業務に従事する場合
- 何らかの用事があって投票区の区域外に旅行または滞在する場合
- 病気や負傷、妊娠などのため歩くことが困難である場合
- 天災または悪天候により投票所に到達することが困難である場合

【場所】市役所1階ロビー

【時間】午前8時30分から午後8時まで

※投票所入場券をご持参ください。



投票所入場券は公示後から郵送します

投票所入場券は、選挙の公示後、速やかに有権者のみなさまのお手元にお届けすることとされています。

このたびの「参議院議員通常選挙」の投票所入場券につきましても、郵便制度を利用し、公示日の7月4日(木)に発送手続きを行い、3日以内(※日曜日を含むため、遅くとも7月8日(月)まで)にお届けできるよう努めております。

有権者のみなさまには投票所入場券が届くまでの間、ご心配、ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。投票所入場券は、投票日まで大切に保管し、投票日の当日に投票所へご持参ください。

なお、投票要件を満たす有権者の方は、投票所入場券を紛失、見当たらない等により持参できない場合でも、期日前投票所、当日投票所の受付で申し出ていただければ、本人確認の後、投票をしていただくことが可能です。

また、公示後、7月8日(月)が過ぎても投票所入場券がお手元に届かない場合は、左記までお問合せください。

▼投票所入場券についてのお問い合わせは、
市選挙管理委員会事務局 (☎32・3807) または
小松島郵便局郵便部 (☎32・0050) まで

今年の春引っ越しをした方は

就職や進学などで実家を離れる方は、引っ越し先の市区町村へ住民票を移す必要があります。

新住地に転入届けを提出した日から参議院議員通常選挙の公示日前日までに3ヶ月以上を経過していれば、新住所地で投票ができます。

また、新住所地で3ヶ月が経過していない場合でも、旧住所地に3ヶ月以上住んでいた場合には、旧住所地で投票することができます。(※期間中に旧住所地に行くことができない場合は、不在者投票制度が活用できます。不在者投票は手続きに時間がかかりますので、お早めに申請の請求をしてください。)